附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第三号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第四条の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

滋賀県	滋賀県
（略）	（略）
大阪府	大阪府
（略）	（略）
南河内郡	南河内郡
（略）	（略）
奈良県	奈良県
（略）	（略）
高市郡	高市郡
（略）	（略）
和歌山県	和歌山県
（略）	（略）
日高郡	日高郡
（略）	（略）
福岡県	福岡県
（略）	（略）
糟屋郡	糟屋郡
（略）	（略）
田川郡	田川郡
（略）	（略）
（略）	（略）

犬上郡	犬上郡
（略）	（略）
（略）	（略）
豊能郡	豊能郡
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（略）	（略）
甲良町　多賀町	多賀町
（略）	（略）
（略）	（略）
豊能町　能勢町	千早赤阪村
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
高取町　明日香村	明日香村
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
美浜町　日高町　由良町　日高川町　印南町	日高町　由良町　日高川町　印南町　みなべ町
みなべ町	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
篠栗町　新宮町	新宮町
（略）	（略）
香春町　添田町　糸田町　川崎町　大任町	香春町　添田町　川崎町　大任町　赤村
赤村	
（略）	（略）
（略）	（略）